

7. 目標値の設定と計画の評価

7.1. 目標値の設定

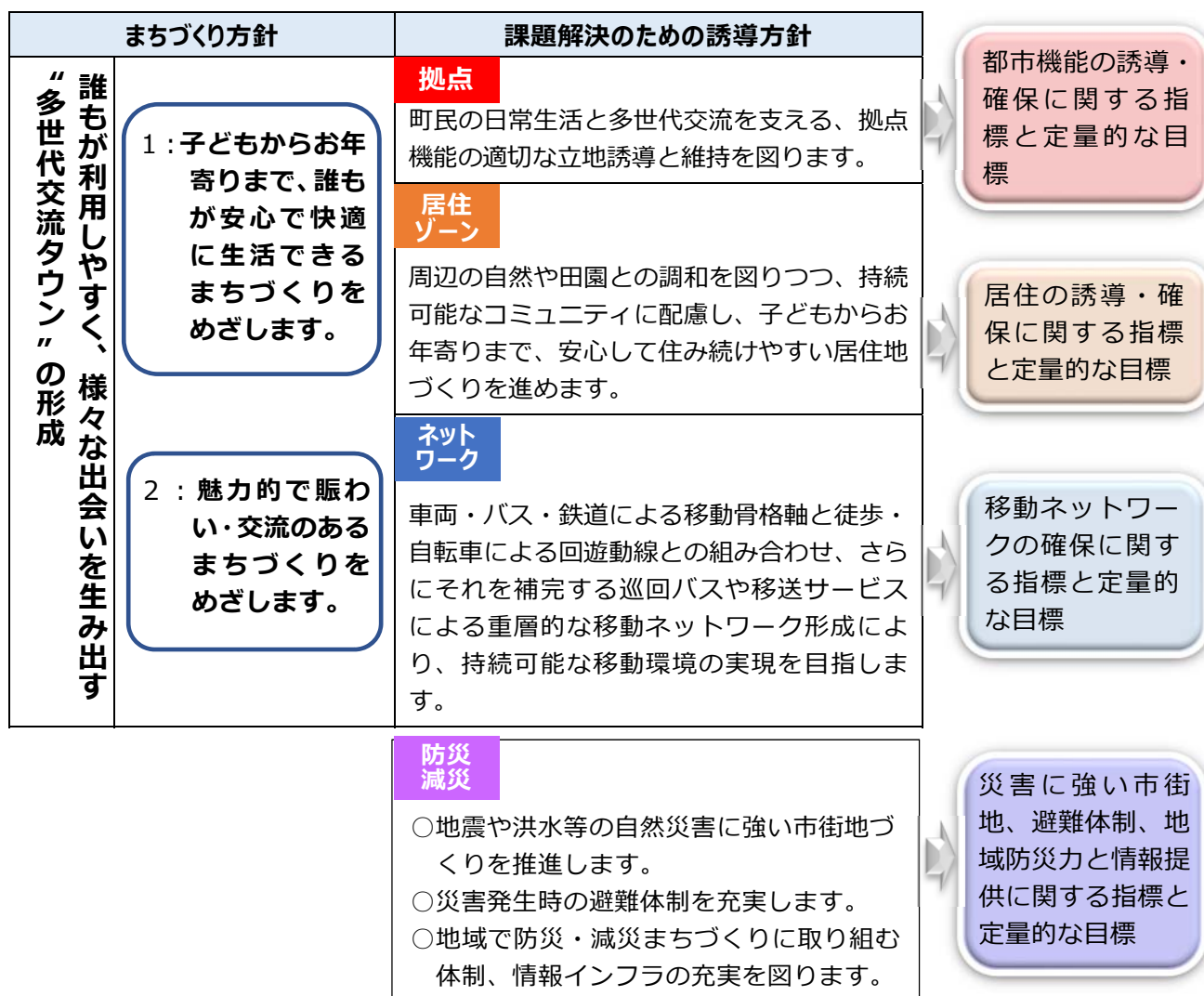
(1) 基本的な考え方

立地適正化計画では、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの進み具合を計るため、定量的な数値目標の設定をすることとなっています。

《都市計画運用指針（第13版）》

- 市町村は、立地適正化計画を作成した場合には、おおむね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討すべきである。
- 基本的な目標値としては、例えば居住誘導区域内の人口密度や公共交通利用者数等は積極的に位置付けるべきであり、地価や歩行量、財政状況など住民が実感しやすい目標についても設定することが有効である。

上記指針の考え方を踏まえ、本計画のまちづくり方針、課題解決のための誘導方針に基づいた指標及び定量的目標を設定します。



(2) 指標と数値目標の設定

①都市機能の誘導・確保に関する指標と定量的な目標

- ・人口減少が将来も予測される中では、市街地内の生活利便機能を維持していくことが主な方向性であるが、利便性向上の観点から拡充していくことも重要である。このことから、「都市機能誘導区域内の誘導施設数」を指標とし、この施設数を将来もできるだけ維持もしくは増加していくことを目指します。

②居住の誘導・確保に関する指標と定量的な目標

- ・立地適正化計画では、市街地内で一定程度の居住密度を保つことが、生活利便機能や公共交通サービスの維持につながるとしており、人口減少が続く中でも拠点の生活利便機能にアクセスしやすい住宅地でいかに人口の減少・流出を食い止めるかが重要なポイントとなってきます。このことから、「居住誘導区域内の人口の比率」を指標とし、総人口に占める比率が維持もしくは上昇することを目指します。

③移動ネットワークの確保に関する指標と定量的な目標

- ・移動ネットワークの確保については、「斜里町地域公共交通網形成計画」の取組みと連動していく部分もあることから、当該計画の目標値の達成状況を注視していくことも重要です。しかし、概ね20年の中長期にわたり、移動ネットワーク、公共交通サービスが維持できているかどうかを把握していく観点から、「町内で運行する公共交通機関（バス・JR）の1日当たりの便数」を指標とし、現状の総便数をできるだけ維持していくことを目指します。

表 斜里町立地適正化計画における「定量的目標」

区 分	指 標	現 状（ ）内は基準年	目標値
①都市機能の誘導・確保	都市機能誘導区域内の誘導施設数	9施設（R6）	現状を維持もしくは誘導施設数の増加
②居住の誘導・確保	居住誘導区域内の人口の比率（総人口に対する）	50.4% （R2国調ベース）	現状維持もしくは比率の上昇
③移動ネットワークの確保	町内で運行する公共交通機関（バス・JR）の1日当たりの便数	47便（R6）	現状維持

※現状の基準年や目標年は、統計資料の公表時期の影響等で、本計画の策定年・目標年と一致しない場合があります。

《居住誘導区域内人口の比率について》

- ・居住誘導区域の総人口に対する比率は令和2（2020）年現在で50.4%で、令和22（2040）年の比率（現状趨勢）は49.7%と推計されます。

	R2人口	R22人口 社人研・現状趨勢
総人口	11,418人	8,171人
居住誘導区域内人口	5,758人	4,057人
総人口に対する比率	50.4%	49.7%

- ・令和22（2040）年比率を50.4%に維持するには、居住誘導区域内人口は、4,118人必要と試算されます。よって現状趨勢の値から61人分の居住誘導を図ることが必要となります。

（３）防災指針の取組みに関する指標と数値目標の設定

防災指針の取組みに関する指標と数値目標については、３つの防災まちづくりの方針に基づき、それぞれの進捗を一定程度把握できるものとして設定します。

また、設定にあたっては、「斜里町地域防災計画」、「斜里町地域強靱化計画」、「斜里町耐震改修促進計画」などと整合を図りながら行うこととしています。

①「災害に強い市街地」に関する指標と定量的な目標

- ・国内各地で自然災害が頻発する中、災害が起きても被害を受けにくい市街地づくりを進めることが一層重要になっています。これに関する指標として「住宅の耐震化率」を設定し、この割合を向上させていくこととします。

②「避難体制」に関する指標と定量的な目標

- ・自然災害から住民の生命を守る上では、避難場所と避難路の確保が重要です。これに関する指標として「斜里市街地内の指定避難所数」とし、この避難所数を将来もできるだけ維持していくこととします。

③「地域防災力と情報提供」に関する指標と定量的な目標

- ・防災・減災を進める上では、ハードによる対策だけではなく、地域の防災体制も含めたソフトの取組みも重要になります。これに関する指標として「自主防災組織の組織率」とし、この組織率を向上させていくこととします。

表 防災指針における「定量的目標」

区 分	指 標	現 状（ ）内は基準年	目標値
①災害に強い市街地	住宅の耐震化率	61%（R2） ※耐震改修促進計画	64%(R8) ※耐震改修促進計画以降、耐震改修促進計画の改定に合わせて目標値を見直し
②避難体制	斜里市街地内の指定避難所数	12箇所（R6） ※防災ハザードマップ	現状維持
③地域防災力と情報提供	自主防災組織の組織率	65%(R4) ※第７次斜里町総合計画	100%(R5) ※地域強靱化計画以降、地域強靱化計画の改定に合わせて目標値を見直し

7.2. 計画の評価

(1) 施策の実施状況の把握・評価

立地適正化計画では、おおむね5年ごとに、施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うこととなっており、(都市再生特別措置法第84条)

本計画においても定量的な目標に対する進捗の把握及び評価は、概ね5年ごとに行うこととします。

《都市再生特別措置法》

(立地適正化計画の評価等)

第八十四条 市町村は、立地適正化計画を作成した場合には、おおむね五年ごとに、当該立地適正化計画の区域における住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものとする。

2 市町村は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を市町村都市計画審議会に報告しなければならない。

3 市町村都市計画審議会は、必要に応じ、市町村に対し、立地適正化計画の進捗状況について報告を求めることができる。

4 市町村都市計画審議会は、第二項又は前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、市町村に対し、意見を述べることができる。

《都市計画運用指針（第13版）》

○市町村は、立地適正化計画を作成した場合には、おおむね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討すべきである。また、その結果や、都市計画基礎調査の結果、市町村都市計画審議会における意見を踏まえ、施策の充実、強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うべきである。

(2) 計画の見直し

本計画は、おおむね20年を計画期間としていますが、まちづくりをとりまく社会経済情勢の大きな変化が認められる場合には、中間年にあたる10年後などをめやすに全体見直しを検討していくこととします。

また、斜里町のまちづくりの動向から誘導区域や誘導施設の設定に関して変更が必要となった場合にも、庁内や町民との合意形成を行い、適宜計画の部分見直しを行っていくこととします。

【用語解説】

あ行

◆駅前広場（P12）

- ・鉄道とバス、タクシーなど複数の交通手段をつなぐ施設となって、人と交通網の拠点的な都市施設となる広場。

か行

◆開発行為（P79）

- ・都市計画法に定められる、主として、(1) 建築物の建築、(2) 第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、(3) 第2種特定工作物（ゴルフコース、1 ha 以上の墓園等）の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」のこと。

◆コミュニティ（P57、107 など）

- ・人と人との連帯からなる地域社会のこと。

◆コンパクト・プラス・ネットワーク（P1、64 など）

- ・医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める考え方のこと。

◆交通結節機能（P12、78 など）

- ・道路・鉄道・航空・船舶など、異なる交通手段を相互に連結させる機能のこと。

さ行

◆再生可能エネルギー（P13）

- ・太陽光、風力、水力、バイオマスなど、利用しても資源が枯渇しないエネルギー源のこと。

◆浄化槽（P13）

- ・し尿や生活雑排水を微生物によって処理し、放流するための設備。

◆しれとこ 100 平方メートル運動（P5）

- ・昭和 52 年に斜里町が知床国立公園内の開拓跡地を保全するため、町内外から広く資金を募って、土地を買い戻す運動。幅広い個人、企業の賛同を得て平成 9 年に目標額を達成し、平成 22 年にすべての保全対象地の買い取りを完了した。現在もこの運動が斜里町の自然保護施策の下地となっている。なお、「100 平方メートル運動の森・トラスト」は、この運動で保全した土地を

もとの原生林に戻し、生物相を復元する取り組み。平成 9 年から実施している。森・トラストを含めて「しれとこ 100 平方メートル運動」と総称することもある。

◆世界自然遺産（P1、5）

- ・世界遺産条約に基づいて、国連教育科学文化機関（UNESCO）の「世界遺産一覧表リスト」に記載登録された、人類が共有すべき顕著な普遍的価値を持つ物件のこと。知床は、自然遺産としてのクライテリア（登録基準）のうち、「生態系」と「生物多様性」が合致して平成 17 年に登録された。

た行

◆地域包括ケアシステム（P80）

- ・高齢者等が要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように、介護保険制度と医療保険制度の両分野が連携し、地域内で助け合う体制をつくること。

◆地価公示（P39）

- ・国の市街地土地鑑定委員会が毎年 1 回標準地の正常な価格を公示し、一般の土地の取引価格に対して指標を与えるとともに、公共事業用地の取得価格算定の規準とされる。

◆地価調査（P40）

- ・国土利用計画法施行令に基づいて、都道府県知事が基準地と呼ばれる標準的な地点を選定し、鑑定評価員（不動産鑑定士）による鑑定評価をもとに、毎年 7 月 1 日時点の基準地の 1 平方メートルあたりの正常な価格を決定し、公表するもの。

◆長寿命化（P12、13 など）

- ・老朽化が進んだ建物などにおいて、物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を求められる水準まで引き上げる改修を行うことで、将来にわたり長く使い続けられるようにすること。

◆DX（デジタルトランスフォーメーション）（P81）

- ・デジタル技術を活用して生活やビジネスを変革すること。

◆低未利用地（P30、58 など）

- ・市街地など適正な土地利用がなされるべき区域において、有効に利用されていないか、周辺と比べて利用の程度が低い土地のこと。

◆都市計画区域（P2,3 など）

- ・都市の健全な発展と秩序ある整備を行なうための土地利用や都市施設の整備、環境の保護などを図るため、都市計画法により定める区域。

◆都市計画マスタープラン（P1、2 など）

- ・都市計画法に基づき、機能的で住みよい都市を形づくるための、街路・公園・公共建築物・上下水道・住宅など、各方面にわたる総合的な基本計画。
都道府県が定めるマスタープランと市町村が定めるマスタープランの2段構成となっている。

◆都市のスポンジ化（P61）

- ・都市計画法都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態をいう。

◆土砂災害特別警戒区域（P12、72 など）

- ・土砂災害防止法に定められ、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

◆土地区画整理事業（P56）

- ・道路、公園等の公共施設の整備及び宅地の利用増進を図るために、土地の区画形質の変更や公共施設の整備を行なう事業。

な行

◆ネットワーク（P18、66 など）

- ・関連する事柄や人などを結びつけ、互いに連携を取り合っている状態。

◆農用地区域（P38、44 など）

- ・「農業振興地域の整備に関する法律」に定められた農用地等として利用すべき土地の区域。

は行

◆ハザードマップ（P13、107 など）

- ・自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

◆バリアフリー（P81）

- ・障害排除。障壁を取り除き、障害者や高齢者などが使いやすくなるように工夫をしたもの。

ま行

◆MaaS（Mobility as a Service）（P81）

- ・地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

◆メッシュ人口（P19、22 など）

- ・国土を緯度・経度により方形・網目状の小地域区画に細分し、この区域に統計調査の結果を対応させて編成したもの。

や行

◆用途白地地域（P12）

- ・都市計画区域内において、用途地域の定められていない地域のこと。

◆用途地域（P12、28 など）

- ・都市計画法に基づく地域地区の一つで、建築物をその用途及び容積率などで規制している地域。

◆要支援者（P105、107）

- ・ここでは避難行動支援者のことを指し、災害時または災害の発生のおそれがある時に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とするもののことをいう。

ら行

◆ライドシェア（P81）

- ・もともと「相乗り」を意味し、海外でも様々なサービスがあるが、日本では、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度を指す。

斜里町立地適正化計画

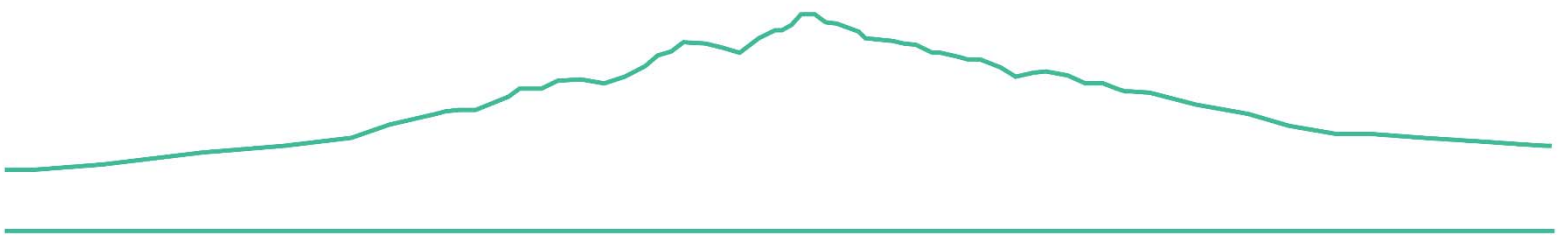
発行年月 令和 7 年 4 月

発行編集 斜里町産業部建設課

〒099-4192 斜里郡斜里町本町 12 番地

電話番号 0152-26-8378

ホームページ <https://www.town.shari.hokkaido.jp/>



斜里町
town shari